意見書案第５号

包括的性教育の導入推進を求める意見書

近年、ＳＮＳ等の利用による性に関する過剰な情報や不正確な知識により、子どもや若い世代において、性被害や性加害、予期せぬ妊娠、性感染症などが増加している。

そのため、子どもたちが抱える性に関する悩みを安心して相談できる環境整備が急がれることに加えて、幼少期から学校等において、性に関して科学的かつ正確な知識を学習することが重要である。さらには、家庭や地域など社会全体で子どもたちを性被害等から守る体制の整備が急務である。

一方で、現行の学習指導要領では、性交を含めた妊娠の経過は取り扱わないものとする、いわゆる「歯止め規定」により、教育現場において、子どもたちは性に関する科学的に正確な知識の取得や人権意識の醸成の機会が失われる状況にある。

このような現状に対し、国連子どもの権利委員会及び女性差別撤廃委員会は、国連教育科学文化機関（ＵＮＥＳＣＯ）等が提唱する「国際セクシュアリティ教育ガイダンス（性教育に関する国際的な指針）」に基づき、性や生殖に関して科学的根拠に基づく知識だけではなく、人間関係やジェンダー平等、幸福（ウェルビーイング）、性の多様性などを総合的に学ぶ包括的性教育の実施を、再三にわたり日本政府に勧告している。

国においては、「生命（いのち）の安全教育」や妊娠前の健康管理である「プレコンセプションケア」を推進しているが、これらは、科学的かつ人権の学びを基盤とする包括的性教育の一環として行われてこそ意義があるものといえる。

よって、国会及び政府においては、包括的性教育を推進し、子どもの学ぶ権利を保障するため、２０３０（令和１２）年度以降の次期学習指導要領の改訂に当たっては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　「歯止め規定」を見直し、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」等を参考に子どもの発達段階や保護者・学校現場の理解に配慮した包括的性教育を導入するとともに、必要な予算を確保すること。
２　包括的性教育の導入に当たり、具体的な実践例の共有や教員研修を実施するとともに、授業をサポートする体制を整備すること。
３　児童・生徒が安心して性に関する相談ができる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

２０２６（令和８）年１０月３０日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、中央教育審議会長
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員